

# 公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更  
の事前届出について

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出については、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」（平成14年2月1日四運自公第59号）に基づき審査するものであるが、その取扱いについて下記のとおり定めたので公示する。

令和7年5月16日

四国運輸局長 河野 順

## 記

### 1. 事前届出書の様式

事前届出書の様式は、別紙様式のとおりとする。

### 2. 事前届出書の提出時期及び提出先

営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更については、別紙に定める届出書及び添付書類（増車の場合に限る。）が、実施予定日の7日前までに当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出されるものであること。

### 3. 事前届出書には、次に掲げる書面を添付するものとする。

- ①既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力並びに増車後必要となる車庫面積を示す書面
- ②自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には、車両の収容状況を示す平面図等の書面
- ③当該届出が増車の届出である場合（代替により新たに事業用自動車を導入する場合を含む。）には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書類（契約申込書の写し、見積書の写し）
- ④増車する場合において、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付

けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面（運行管理体制図）

⑤特定自動運行旅客運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者が増車する場合において、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面

⑥増車する予定の自動車（代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。）が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し

#### 4. 事前届出書の受理等

届出受理後、届出書の記載事項及び3.に掲げる添付書類の内容等を確認した結果、次の各号に該当する場合には、事業改善命令を発するものとする。

①四国運輸局長から車両使用停止以上の行政処分を受け、当該増車実施予定日において行政処分期間が終了していない場合

②配置する事業用自動車の数により義務付けられる営業所毎の常勤の有資格の運行管理者の員数が確保されていないと認められる場合

③特定自動運行旅客運送を行う場合において、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が輸送の安全の観点から適切でないと認められる場合

④増車する予定の自動車の中古車である場合において、道路運送車両法第48条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合

#### 附 則

この公示は令和7年5月16日から適用する。

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画  
 (事業用自動車の数) 変更事前届出書

年 月 日

四国運輸局

〇〇運輸支局長 殿

住 所

氏名又は名称

代表者名

(連絡先)

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で準用する第14条の規定により、お届けいたします。

1 氏名又は名称 及び住所並び に代表者氏名	
2 変更しようとする事項	・ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数
3 増車(減車) 実施予定日	年 月 日
4 備 考	

注1 実施予定日の7日前までに提出すること。

注2 添付書類

①当該届出が増車の届出である場合(代替により新たに事業用自動車を導入する場合を含む。)には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書類(契約申込書の写し、見積書の写し)。

②増車する場合において、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面(運行管理体制図)。

③特定自動運行旅客運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者が増車する場合において、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面。

④増車する予定の自動車(代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。)が中古車(新車新規登録を受ける自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し。



自動車車庫の位置及び収容能力並びに必要な面積

所属営業所名	営業所			
配置車両数	両			
車庫の名称	位置	収容能力		
		有がい	無がい	合計
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
合計				
増車後必要となる収容能力				m <sup>2</sup>
必要面積 計算式				

①増車に係る営業所について記載する。

②面積に余裕が少ない場合は、車両配置平面図を添付する。

# 車庫平面図

(車両配置平面図)

		事業者番号	
		事業者名	
所属営業所名	名称	位置	
収容能力	有がい	無がい	合計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

- (注) 1 方位、縮尺、車庫に接する道路の幅員、車庫の出入口を明記すること。  
 2 有がいの部分は朱書すること。  
 3 寸法の単位はメートルとする。  
 4 車庫配置平面図に使用するときは、各車両を明記すること。